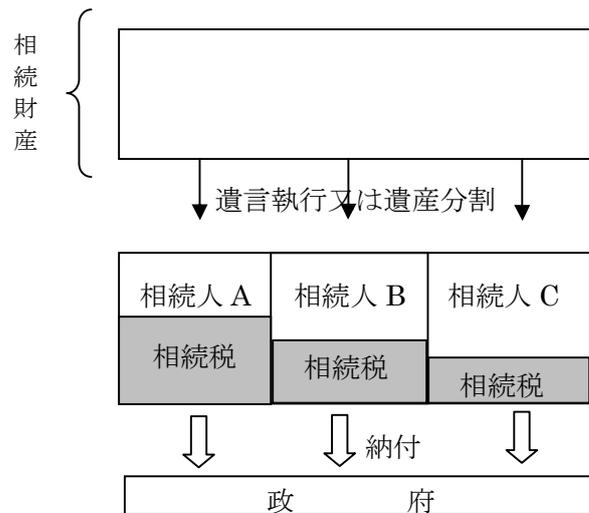


相続税の課税方式の見直しが予定される 遺産取得課税方式とは

税理士 広瀬 裕

平成20年度税制改正大綱において、相続の見直しの方向性が決定されました。そして今度の平成21年度税制改正において、現行の「法定相続分課税方式」から、見直し予定の「遺産取得課税方式」の概要は下記のようなものである。



〈法定相続分課税方式と遺産取得課税方式の比較〉

課税方式	現行制度 (法定相続分課税方式)	遺産取得課税方式
概要	遺産取得課税方式を基本として、相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって算出し、それを各人の取得財産額に応じ按分して課税する方式	相続等により遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した遺産を課税物件として課税する方式
考え方	① 累進税率の緩和を企図した仮装分割への対応 ② 農業や中小企業の資産等分割が困難な資産の相続への配慮といった観点から、実際の遺産分割の状況により負担に大幅な差異が生じることを防止するという考え方	偶然の理由による富の増加に担税力を見出して相続人に課税することにより、富の集中の抑制を図るという考え方
留意点	① 自己が取得した財産だけでなく、他の相続人が取得したすべての財産を把握しなければ正確な税額の計算・申告ができない。したがって、相続人の一人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴税額が発生する。 ② 相続により取得した財産の額が同額であっても法定相続人の数によって税額が異なる。 ③ 現行の居住や事業の継続に配慮した課税価格の減額措置により、居住等の継続に無関係な他の共同相続人の税負担まで緩和される。	① 自己が取得した財産だけで、正確な税額の計算・申告ができる。したがって、相続人の一人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴税額が発生することはない。 ② 法定相続人の数に関係なく、同額の遺産を取得した者には、同額の税負担となる。(各々の担税力に応じた課税をすることができる。) ③ 課税価格の減額措置は、居住等を継続する者のみに減税効果が及び、他の相続人の税負担は、軽減されない。